

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月19日掲載)

No.80	障害者自立支援法における就労支援事業および平均工賃(賃金)について述べよ。		
解答	【1】障害者自立支援法における就労支援事業		
		就労移行支援	就労継続支援
			A型      B型
対象者	就労を希望する65歳未満の障害で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者
	<b>【利用者像】</b> ・養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい ・就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性にあった職場で働きたい ・施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい	<b>【利用者像】</b> ・養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している ・一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している	<b>【利用者像】</b> ・就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった ・一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい ・施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難
サービス内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施	通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

		高まった者について 支援	労に向けた支援
配置基準	職業指導員及び生活支援員 6:1 以上 就労支援員 15:1 以上	職業指導員及び生活 支援員 10:1 以上	職業指導員及び生活 支援員 10:1 以上
報酬単価 (定員 40 名以下)	769 単位	481 単位	481 単位
事業所数 ※	803 か所	204 か所	1,582 か所
障害者自 立支援法 以外の就 労支援	・精神障害者社会適応訓練事業(精神障害者を一定期間, 事業所に通わせ環境 適応能力等の涵養を図るための訓練を実施) ・知的障害者職親委託制度(知的障害者を一定期間, 事業経営者等の私人(職 親)に預け, 生活指導及び技能習得訓練等を実施) など		

※各都道府県国民健康保険団体連合会データ全国集計より(2008年1月サービス提供分)

**【2】2006 年度平均工賃(賃金)月額の実績(厚生労働省 2006 年度工賃(賃金)実績調査)**

<厚生労働省調査の概要>

2006年度中に事業者が利用者に支払った工賃, 賃金等について調査。

回収状況4,656事業所(回収率99.95%)

<調査の結果>

工賃倍増計画対象施設: 12,222円  
(内訳)

就労継続支援B型事業所: 11,875円  
入所・通所授産施設: 12,766円  
小規模通所授産施設: 9,274円

(注)「問題 36 障害者数(在宅・施設)および 2005 年制定の「障害者自立支援法」のポイントを示せ。」「問題 49 「障害者雇用促進法」の概要を述べよ。」「問題 69 精神障害者の地域生活支援(障害福祉サービス, 医療サービス, 雇用支援)の現状と問題点・課題について述べよ。」を参照のこと。